

# 平成28年度 茨城県地域振興事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度茨城県地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 格納庫事業	
賃貸収益	40,228千円
賃貸棟数	2棟
(2) 土地造成事業	
阿見東部土地造成事業	
土地分譲	19,000㎡
稲敷土地造成事業	
土地分譲	15,000㎡
土地造成費	1,525,090千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 格納庫事業収益	42,473千円
第1項 営業収益	42,124千円
第2項 営業外収益	349千円
第2款 土地造成事業収益	874,802千円
第1項 営業収益	767,006千円
第2項 営業外収益	107,796千円
支 出	
第1款 格納庫事業費用	35,829千円
第1項 営業費用	33,488千円
第2項 営業外費用	1,741千円
第3項 特別損失	100千円
第4項 予備費	500千円
第2款 土地造成事業費用	874,690千円
第1項 営業費用	714,499千円
第2項 営業外費用	158,991千円
第3項 特別損失	200千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額646,440千円は、過年度分損益勘定留保資金646,440千円で補てんする。)

収 入

第1款 土地造成事業資本的収入	1,504,000千円
第1項 企 業 債	1,504,000千円

支 出

第1款 土地造成事業資本的支出	2,150,440千円
第1項 土 地 造 成 費	1,525,090千円
第2項 償 還 金	625,350千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
地 域 振 興 事 業	千円 1,504,000	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	30年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,204,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |            |          |
|------------|----------|
| (1) 職員給与費等 | 31,514千円 |
| (2) 交 際 費  | 6千円      |

(重要な資産の処分)

第9条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	処分の態様
1 処分する資産	土 地	工 業 団 地	311,000㎡	売払い
		(筑西市松原・田宿・猫島)		